第12回京都市路上喫煙等対策審議会(摘録)

- 1 開催日時 平成27年1月22日(木) 午後1時45分~3時00分
- 2 会 場 職員会館かもがわ 3階 大多目的室
- 3 次 第
 - (1) 報告
 - ① これまでの路上喫煙対策の取組について
 - ② 「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について
- 4 概 要(主な意見は下記のとおり)

記

〇 委員

京都駅地域の路上喫煙率が、大幅に下がっているが、どのような施策を行ったのか。

● 事務局

・ 市外や観光旅行者の違反者が多いことから、観光案内所等へのチラシの配架をはじめ、観光雑誌への啓発記事の掲載や、外国人旅行者にも条例がわかりやすいように、 多言語でのホームページ等を活用した周知、啓発を行っている。

また,路上喫煙等監視指導員が毎日巡回し,違反者等に対して,過料徴収や指導を 行っており,その結果として,減少しているものと考えている。

〇 委員

外国人の違反者にはどのように対応し、どのような反応が返ってくるのか。

● 事務局

・ 路上喫煙等監視指導員が、多言語で話せるわけではないので、3箇国語(英語,中国語,ハングル)で過料徴収までに伝えるべき内容をまとめたもの記した説明用のシートを携行して、外国人の方にはそれを見せて説明している。

外国人の違反者の方からは、「条例を知らなかった」、「なぜ喫煙してはいけないのか」 と納得されないこともある。

そのため、外国人旅行者が利用される観光案内所等に啓発チラシや条例の趣旨や禁止区域を示した無料の観光マップを配架するとともに、観光協会等のホームページにも、多言語で条例等が分かるように掲載するなどの方法で周知、啓発を行っている。

〇 委員

これまでに、正式な裁判になったことはあるか。

● 事務局

過料が1千円ということもあり、訴訟まで至ったことはない。現場で納得されない時は、路上喫煙等監視指導員が、粘り強く説得している。

〇 委員

・ 京都駅の喫煙場所はわかりやすいところにあるのか。 電車は禁煙なので、喫煙を我慢して、駅に降りた時に喫煙場所が、すぐにわかると、 路上喫煙は起こりにくいのではないかと思われる。

● 事務局

- ・ 案内板などを設置して、わかりやすいよう工夫している。 もっと喫煙場所を設置して、きっちり喫煙者と非喫煙者を、区別していく必要があると考えている。
- ・ 今回,設置したJR山科駅前北広場喫煙場所やJR西大路駅前喫煙場所は,西日本 旅客鉄道株式会社の敷地内であるが,西日本旅客鉄道株式会社の方からも,喫煙場所 があることで,喫煙している方に対して注意する際に,スムーズに誘導することがで きるとおっしゃっている。

これからも、徐々に喫煙場所の設置を進めていきたい。

〇 委員

・ 市内の病院の周辺で路上喫煙が目立つように思うので、考慮した方がよいと思われる。

● 事務局

・ 禁煙指導等している病院は、敷地内を全面禁煙にされていることから、職員や患者 等が路上で喫煙していると思う。

今年度も苦情の電話があり、その際には、病院には条例の趣旨をお伝えし、啓発 していただくようお願いしている。

委員

・ 新たな禁止区域の拡大は今のところないとのことだが、今後、喫煙場所を新たに設置の予定はあるのか。

また,場所の選定では,禁止区域とたばこマナー向上活動団体の活動区域を中心と したところになるのか。

● 事務局

・ 市内全域で路上喫煙しないよう努力義務を課しており「たばこマナー向上活動団体制度」を推進するなどして、「市内全域で路上喫煙をしてはいけない」との認識を広めていく。禁止区域の拡大は、当面考えていない。今後も、現状の路上喫煙等禁止区域において、効果的な巡回を実施し、条例の実効性を確保をしてきたいと考えている。

また、喫煙場所については、路上喫煙等禁止区域やたばこマナー向上活動団体の活動区域において設置を進めていきたい。

具体的には、今年度たばこマナー向上活動団体になっていただいた、「つむぎの街マナー向上隊」の活動区域である桂川駅周辺等に設置したいと考えている。

今後も、路上喫煙等禁止区域やたばこマナー向上活動団体の活動区域内の、人が多く集まるところで、協力いただけるところと連携して、喫煙場所の設置を促進していきたいと考えている。

〇 委員

- ・ 喫煙者にたばこを吸うなというのはなかなか難しいと思われる。 喫煙者に対する啓発においては、禁止区域を示すものより、喫煙可能な場所を示し たもので啓発する方が効果的であると思われる。
- ・ 禁止区域のメッセージボードだけでなく、禁止区域外のメッセージボードで、市内 全域で路上喫煙しないよう啓発する新たな標示の考えはあるか。

● 事務局

- ・ チラシやホームページ等において,路上喫煙等禁止区域の記載とともに,喫煙場所も記載して,喫煙者が喫煙可能なところを認識しやすいようにしている。
- ・ 禁止区域外のメッセージボード等については、今後の取組に活かしていきたい。

〇 委員

・ 道路の側溝に多くの吸殻が捨てられており、雨が降ると川に多量のたばこのフィルターが流れていることがある。

フィルターは分解されないため、河川を汚染していると思われ、環境面でも問題で あると思う。路上喫煙対策をすすめることで、このようなことが減少し、環境対策に もなるのではないか。

● 事務局

・ 吸殻を捨てる方は道に捨てることが気が引けるため、側溝に捨てているのではない かと思われる。

喫煙者を灰皿のある喫煙場所に誘導するとともに、道路の側溝を所管している土木 事務所と対策を検討する。

委員

・ 京都市と日本たばこ産業株式会社京都支店が意見交換をする場はあるのか。 また、自然に分解するようなフィルターについて、意見のやり取りがあったか。

● 事務局

• 日本たばこ産業株式会社京都支店とは、常に情報交換し、何かあればすぐに連携して、対応できるようにしている。

たばこのフィルターについて,協議はしていないが,日本たばこ産業株式会社京都 支店には、お伝えしておく。

〇 委員

・ 外国人の宿泊する施設に啓発しているとのことだが、具体的にはどのような啓発を しているのか。

● 事務局

誰もが自由に取ることができる、多言語の観光マップやフリーペーパー等に啓発記事、禁止区域、喫煙場所等を掲載している。

〇 委員

・ 旅行代理店等で、外国人の団体への啓発等の取組は可能か

● 事務局

・ 産業観光局観光MICE推進室、公益社団法人京都市観光協会、公益財団法人京都 文化交流コンベンションビューローと連携し、主な旅行代理店、宿泊施設等にも啓発 している。

今後も, 気持ち良く観光していただくためにも, 情報発信していかなければならないと考えている。

〇 委員

・ 大学生などへの啓発はどのようにしているのか。

● 事務局

・ 一般的には、路上喫煙等禁止区域での標示や、禁止区域外での路面シートの設置を 行い、条例の周知を図っている。

特に大学生に対しては、啓発チラシを大学コンソーシアム京都に配架しており、大学によっては、独自に学生生活のためのマナーブックを作成しておられ、その中で、条例を守るよう記載していただいているところもある。

また, 3大学を「たばこマナー向上活動団体」として認証し, その活動の中でも周知啓発に取り組んでいる。

〇 委員

・ 観光バスや旅行業者への周知はどうしているのか。バスを降りて吸いたいという人 もおられると思われる。

事務局

・ 旅行業者等への働きかけ等の広報は行っている。全てのバス会社や旅館まで行き届いていないかもしれないが、ある一定の啓発は行っている。

また、観光旅行者の多い、清水坂観光駐車場にも2箇所の喫煙場所を設置している。

〇 委員

- 市バスの車内アナウンスなどは行っているか。
- 市バスの車内アナウンスは効果的だと思われる。

● 事務局

・ 現在行っていないが、市バス・地下鉄に条例周知のためのポスターの掲出は行っている。

路上喫煙の内容を取り上げてもらえるかわからないが、検討し、交通局と調整していく。